

埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する公示

埼玉労働局一般公示第 29 号

令和 8 年 8 月 5 日埼玉地方最低賃金審議会から埼玉県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、埼玉県の区域内の事業場で使用される労働者又はその使用者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 12 条の規定に基づき令和 8 年 8 月 20 日までに埼玉労働局長あて（さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 8 年 8 月 5 日

埼玉労働局長 田平 浩二

記

埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見の要旨

埼玉県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第 2 号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,196 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 10 月 1 日